

## 規制改革推進会議（第31回） 議事概要

1．日時：平成30年5月11日（金）15:30～16:13

2．場所：4号館12階共用1208会議室

3．出席者：

（委員）大田弘子議長、金丸恭文議長代理、安念潤司、高橋滋、林いづみ、  
原英史、森下竜一、八代尚宏

（政府）田中副大臣、前川内閣府審議官

（事務局）田和規制改革推進室長、窪田規制改革推進室次長、福島規制改革推進室次長、  
荒木参事官、石崎参事官、佐脇参事官、谷輪参事官、中沢参事官、  
西川参事官、福田参事官

4．議題：

（開会）

- 1．多様な移動ニーズに応える新たなタクシーサービスについての意見について
- 2．オンライン医療の推進に向けた意見について

（閉会）

5．議事概要：

大田議長 「規制改革推進会議」第31回会合を開催いたします。

本日は飯田委員、江田委員、古森委員、野坂委員、長谷川委員、吉田委員が御欠席です。  
田中副大臣に御出席いただいております。ありがとうございます。

本日は2件の意見書を取りまとめます。

1件目は「多様な移動ニーズに応える新たなタクシーサービスについての意見」、2件目は、医療・介護ワーキング・グループの「オンライン医療の推進に向けた意見」です。  
報道関係の方は、ここで御退室をよろしくお願いいたします。

（報道関係者退室）

大田議長 それでは、議題の1「多様な移動ニーズに応える新たなタクシーサービスについての意見」で、事務局より資料1の（案）について御説明をお願いいたします。

佐脇参事官 資料1を御参照ください。タイトルは今ほど議長からございましたとおり「多様な移動ニーズに応える新たなタクシーサービスについての意見（案）」でございます。

大部にわたりますので、部分的にかいつまんで御紹介と思っておりますけれども「1．問題提起」でございます。パラグラフの1つ目、2つ目は、シェアリングエコノミーに関連するさまざまな動きがある中、各国それぞれの対応をしながら、日本においては移動輸送サービスについて公共交通としてのタクシー事業が進化を遂げながら対応している現状

である旨を書いております。

次の2つのパラグラフ、「しかし」から始まりますけれども、高齢人口の増加や海外旅行者など、移動輸送サービスに関連するさまざまな需要が出てきている。さらには高齢ドライバーの免許自主返納など、移動ニーズの高まりが予想される旨が書いてあります。タクシー事業者にとっては運転手不足など、固有の構造的な変化にも直面しているということでございます。

「また」以降がライドシェアに関連する昨今の動きでございまして、違法白タクなどの事例がある中で、それを乗り越え、ある種オーバーライドするようなタクシーサービスをどう実現していくかということがオリパラを控えた日本における喫緊の課題であり、その際、ICTの進展や環境変化を踏まえた新しいサービスの創造が必要だろうと述べております。

「2. 検討の経緯」でございます。本会議における議論の経緯を書きましたので、省略いたします。

2ページ目でございますが「3. 新たなタクシーサービスの必要性」でございます。「(1) タクシー業界による取り組みの現状」でございます。海外旅行者の増加やオリパラへの対応、高齢化等の利用者層の構造変化といった社会的課題に対して、さまざまな御努力をされ、工夫をして対応されてきている。その結果、例えば地域住民の日常の生活の足となる乗り合いタクシーなどの取り組みを構想し、交通不便地域が大幅な減少を見ている。そういう報告がございましたので言及してございます。

他方、「(2) 利用者にとっての選択肢拡大の必要性」で、そのほかのさまざまなニーズが厳然として存在する旨を書いております。社会的課題を担うタクシーがありながらも、他方でございますけれども、さまざまな国々から訪日する旅行者の多様なニーズ、ライフスタイルや置かれた状況の異なる幅広い個人が持つ潜在的ニーズは多種多様である。“社会的課題”と呼ぶには余りに個別の、しかし、サービスを求める個人にとっては切実なニーズへの対応は、ICTの発展がそれを可能にしつつある。これらの多種多様なニーズに応えるべく創意工夫し、成長を目指すことは、産業としてのタクシー業界にとって飛躍のチャンスとなるはずである。

ページをめくりまして、しかし、運転手不足という現実に直面する中、現在のタクシー業界の基本的な構造を維持したままで、多種多様なニーズに応えることは困難であるといったしまして、例えば乗り合いタクシーのような事業も政策支援のもとで営む事業だけでは、持続性と裾野の広まりに限界があるといったしまして、新たな技術を活用し、以下に掲げる

までの課題に対応する民間活力を使った新たなタクシーサービスに挑戦すべきではないかと論じております。

は運転手不足にいかに対応するか。 は移動手段が十分に得られない地域の増加にどう対応するか。 はより安価に日常の足を求めるニーズにどう対応するか。そして はオリンピックなど需要の急増時にどう対応するかという項目にまとめてあります。

最後に「4. 新たなタクシーサービスの実現とタクシー産業の発展に向けて」といたしまして、以上に述べてきたとおり、今後の運転手の高齢化や住民の日常生活の足を確保することが困難となる地域が増加すると見込まれる。さらには、タクシーに期待する利用者のニーズもますます多様化することが想定される。

このような状況を踏まえ、まずは、2020年のオリンピック・パラリンピックまでを一つの節目とし、さらには、その先の未来の社会にも応えられるような、しなやかな移動サービスの具体化と導入を目指し、新たなタクシーサービスのあり方を具体的に検討すべきである。

次のページですが、その際、会議で提示された下記の論点を受けとめ、利用者の立場に立って早急に結論を取りまとめるべきであるといったしまして、基本的には三ヶ森タクシーという個別の事業者でございますが、この議論のきっかけとなりましたホットライン要望を基礎に論点を整理したものを以下に から まで並べておりまして、現在、タクシー事業が成り立たない地域では、タクシー事業者を事実上の運行管理者とする自家用有償旅客運送が既に認められている。タクシー事業者が運行管理者でなく、経営主体として自家用車を運転するドライバーを登録し、サービスを提供する仕組みであっても、安全性についての必要な措置を講じれば、現状を超えるような問題は生じないと考えられる。

自家用有償旅客運送に使用する自家用車を届け出制とし、登録台数の上限を設定し、運転者を直接雇用することで、運行管理の責任主体が明確となる。運転手不足に対応するため、柔軟な働き方が可能となるよう工夫が求められる。

運行管理はICTを活用してタクシー事業者が行い、運行距離に制限を設けることで、自家用車であっても有償旅客運送を担うことが可能になると考えられる。

タクシーにおいては、実車時より流し運転の際の事故率が高くなることに鑑み、サービスの提供は予約配車に限り、運賃は事前に決定することが考えられる。また、顧客とドライバーの金銭の授受を禁止するなど、必要な要件を設定することが必要である。

以上でございます。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、この意見書に対して御意見や御質問をお願いいたします。

八代委員。

八代委員 事前照会いただいたときには気がつかなかったのですが、2点ありまして、1ページ目の「ここで、安全で安心して利用できるタクシーサービスを最大限に活かし、いわゆるライドシェアがはらむリスクを受け入れずとも」というこの一文は、私は要らないのではないかと思います。規制改革推進会議がみずから、ライドシェアが危ないのだということを認めたというようにとられる可能性もあります。これがなくても「安心して利用できるタクシーサービスを最大限に活かし、その利便性に勝るとも劣らない」というふうにつながれば意味は通ると思います、というのが一つです。

もう一つは、その前のパラグラフにある「また、既にライドシェアが定着した国からの

旅行者の中には」の記述です。違法な白タクは違法なわけであって、それはきちんと取り締まらなければいけません。他の先進国にはあるライドシェアという新しいサービスが消費者の利益のために必要だというロジックで十分であり、あえて違法な白タクへのニーズがあることをあげる必要はないと思うのです。あえてこのパラグラフが本当に必要なのかがどうかがやや疑問です。

この2点の中で、特に最初の点に強く意見があります。

大田議長 「ライドシェアがはらむリスク」というのは、事故のときの責任をどうするかといった指摘を念頭に置いています。日本交通の川鍋会長からは、日本人のリスクの許容度についての言及があったと記憶しています。そういうことで、この文言を入れてあります。

ただ、「はらむリスク」という言葉を修正し、「事故の際の責任の所在などライドシェアが持つ問題点を回避する」としましょうか。

八代委員 ですから、ライドシェアの問題点をここであえて指摘するかどうかということで、仮に事故が起きた際は保険で対応すればいいわけであって、現行のタクシーが事故を起こした場合にも保険で対応しているわけです。

大田議長 提案者である三ヶ森タクシーさんはライドシェアには反対だと明確に言っておられ、そういうことで今回の議論を進めてきております。

八代委員 それはわかるのですが、三ヶ森タクシーがライドシェアに反対だからといって我々の意見でこれを踏襲する必要はないわけです。三ヶ森タクシーの新しい提案はもちろん結構ですが、あえて、今回議論していないライドシェアに関し、予め予断を与える表現を盛り込む必要はないのではないかというだけの話です。

大田議長 しかし、この会議では、ライドシェアそのものは一度も議論しておりません。

八代委員 ですから、ライドシェアという言葉なぜ入れなければいけないのですか。今回の議論の対象としていないのだから、別に肯定的にも否定的にも評価をする必要性はないだろうということです。おっしゃったとおり事故の際の責任の所在さえはっきりしていればいいわけです。

大田議長 しかし、「その利便性に勝るとも劣らない」というこの記述は重要な部分です。

八代委員 ですから、その利便性はタクシーサービスのことではないのでしょうか。

大田議長 いえ、これはライドシェアの利便性の意味です。ICTを活用し、自家用車を使い、運転手を登録制にするという部分は活用しながら、事故の際の責任の所在といった問題を回避するということです。皆さん、御意見はいかがでしょう。

高橋委員 リスクという言葉がどうも焦点になっているようです。「ライドシェアが本格的に導入されていない時点においても」というような感じではいかがでしょう。

大田議長 本格的に導入される前の時点においてということは、本格的に導入されることを前提にしていますが、そういう検討を今回行ったわけではありません。

高橋委員 わかりました。

大田議長 安念委員、どうぞ。

安念委員 八代先生のおっしゃることは一つの立場であり、そういう立場があることについて、多分、ここでそれに異論がある人は誰もいない。ただ、手がけてみてわかったことは、とにかく、冷静な議論にならないという事実ですね。ここはもう何というか、政治的な配慮で大人の分別を見せて書かざるを得ませんでしたという、そういうこととして我々としては納得するしかないのではないかと私は思います。

八代委員 安念先生のおっしゃることはよくわかるのですが、これは規制改革推進会議の各省庁と調整する前の意見書の段階で、なぜそこまで配慮しなければいけないのでしょうか。

大田議長 繰り返しになりますが、一度としてライドシェアを入れましょうという議論を私たちはしていません。ここの記述は「事故の際の責任の所在などライドシェアにおいて指摘される問題点を回避し」ということでいかがでしょうか。

八代委員 もう一点として違法な白タクの話を、なぜ、ここで入れなければいけないのかと申し上げました。

大田議長 違法と知りつつも白タク利用する外国人の存在が問題であり、これは現在のタクシーサービスが十分にニーズに応えきれていないからではないかという指摘をしてきました。ここで書いているのは、同様の利便性や値ごろ感を求めて違法と知りつつ白タクを利用する外国人がいるという実態です。

八代委員 事実としてそうですね。

大田議長 ミケ森タクシーさんからの提案だけではなく、多様なタクシーサービスを求めるニーズはこういうところにもあるのではないかということで議論してきました。そのことについて書いています。いかがでしょうか。

八代委員 別にこだわりませんが、私の言っている趣旨は、社会的ニーズがあるというのはわかっているけれども、それは今のルールを破っている人についてまで言及することは避けるべきではないかということです。そうした論理を用いることで、かえって反発が強くなるだけではないかという懸念です。

大田議長 ここはライドシェアが定着した国からの旅行者にとっては、ライドシェアが一般的になっている。ただ、それが日本に来ると白タクになってしまう、と。

八代委員 特にこだわりません。

大田議長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほどの点を修正した上で、これを規制改革推進会議の意見書にしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

大田議長 ありがとうございます。

それでは、議題の2「オンライン医療の推進に向けた意見について」をお諮りいたします。

す。事務局より説明をお願いいたします。

中沢参事官 それでは、事務局から、お手元の資料2 - 1に沿いまして、これまでの議論の経緯について御説明させていただきます。資料の一番上のほうにございますとおり、医療・介護ワーキング・グループにおきましては、今期、第2期の重要事項としまして「Society5.0に向けた医療の実現」が決定されまして、これまで議論が進められてまいりました。

その中で、オンライン診療とそれに係る診療報酬の考え方につきまして、これまでワーキング・グループにおいて議論されました結果が、今般、意見としてまとまったところがございます。下の表にございますとおり、本件につきましては、これまで計8回、医療・介護ワーキング・グループにおいて議論が行われてまいりました。検討のスタートといたしまして、まず、昨年9月の第1回ワーキング・グループ、こちらでは前期の投資等ワーキング・グループにおける議論を経て閣議決定された事項のフォローアップといたしまして、当時はまだオンライン診療という言葉はなくて遠隔診療と呼ばれておりましたけれども、この取り扱いに係る通知につきまして、厚生労働省からヒアリングを行ったというのが第1回でございました。

その後、資料にございますとおり、東京大学の橋田教授、日本医師会、日本医療ベンチャー協会、オンライン診療を実践しておられる佐賀県鹿島市の織田病院、福島県南相馬市の小高病院といったさまざまな方面の方々からのヒアリングを行うとともに、適宜厚生労働省の見解も聞きながら、今週の火曜日、5月8日に開催されましたワーキングにおきまして意見が取りまとめられ、承認されまして、同日の夕刻に林座長からこれが公表されたところであります。

簡単ではございますが、事務局からは以上です。

大田議長 それでは、林座長より説明をお願いいたします。

林委員 ありがとうございます。お手元の資料2 - 2をごらんください。「オンライン医療の推進に向けて」というタイトルでございます。先ほど事務局から御説明したように、今期の医療・介護ワーキングでは「Society5.0に向けた医療の実現」について議論してまいりました。

「1. オンライン医療の推進の必要性」につきましては、その議論の中で、先日、4月20日にこちらで発表されました、遠隔服薬指導及び電子処方箋の完全電子化についての意見書と同様、背景となります、日本が超高齢社会に突入する中、その社会的課題を解決するのは技術革新を国民が最大限に享受できるような改革を進めることであるということで、医療につきましては、オンライン医療の推進であるということをおうたっております。

「2. 制度・規制の不断の見直しの必要性」でございます。こういった前提からワーキングにおきましてはこれまで国民・利用者の目線で議論を続けてまいりました。これも踏まえて厚生労働省はことし3月末に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」、ガイドラインを策定し公表しました。

2 ページ目です。このガイドラインでは、昨年秋以降の当ワーキング・グループの議論において主張してまいりました から の点、すなわち 初診におけるオンライン診療、オンライン診療を提供する際の医師の所在、 オンライン診療を受ける際の患者の所在、オンライン診療の利用に係る適切な例示、この4点が具体的に書き込まれたところがございます。

この点を評価するとともに、関係者にわかりやすいQ&Aを整備することなどによって広く周知すべきであると考えております。

ただし、今回のガイドラインは、あくまでもオンライン診療普及に向けた第一歩としての限定的な内容になっております。

次の段落ですが、また、本年4月の診療報酬改定では、オンライン診療についての科目が新設されました。これ自体はオンライン診療の重要な第一歩でございます。しかしながら、その対象範囲は、診療報酬算定の条件として「初診から6月の間は毎月同一の医師により対面診療を行っている場合に限る」となっているなど、極めて限定的な内容となっております。

オンライン診療の推進に向けた取り組みはまだ始まったばかりでございますので、医療に関連する制度・規制を技術の進歩に応じて国民・利用者の目線で柔軟に、かつ不断に見直す必要があると考えております。

したがって、このガイドラインの「毎年の見直し」を確実に担保して、常に最新の技術・考え方を反映させることが必要であります。

さらに、こうしたオンライン診療の利点をより本格的に教授するためには、今回よりもさらに重要となります次回（2年後）の診療報酬改定に向けまして、このガイドラインの見直しなどを反映させるため、今後、以下の課題を検討することが重要であると考えております。

3 ページ目の「3 . 今後の課題 - オンライン診療の潜在力を発揮させるために」でございます。今後、次の課題について検討すべきであるとして（1）から（5）までを挙げております。

（1）は、オンライン診療を診療報酬に反映させるための基本方針と、オンライン診療に係るデータの収集ルールを策定するべきであるということ。すなわちオンライン診療の成果を的確に評価し、診療報酬に反映させるべきであるということをご述べております。オンライン診療につきましては、現状では、オンライン診療による成果が「対面診療と同等である」と評価されることを要件としております。そうであれば、その具体的な条件を明らかにし、その条件を満たした場合には、診療報酬上の扱いも同等とするという基本方針を定めるべきであると思っております。さらに、オンライン診療には「対面診療でできなかったことを可能にした」という面がございますので、そのように評価される場合には、それに応じた診療報酬上の扱いを検討すべきでありますし、あわせてオンライン診療に関するデータを広く集めるためのルール策定も必要であると考えます。

また、技術進歩の速さに鑑みて、オンライン診療の保険収載範囲については2年に1度の診療報酬改定を待たず、上記によって収集されたデータを解析した結果得られたエビデンスが示され次第見直すことが望ましいと考えます。

(2)はオンライン診療の予防医療や見守り的な機能の活用をするという観点から、こういったオンライン診療の特性に合わせた包括的な診療報酬の仕組みを拡大するべきであるということ。

(3)としましては、オンライン診療を提供する医師の所在についてですが、4ページの1段落目に書きましたように、ガイドラインにおいては「医師は、必ずしも医療機関においてオンライン診療を行う必要はない」とされているのですが、3ページの下段に書きましたように、現在の診療報酬では「当該保険医療機関に設置された情報通信機器を用いて診察を行うこと」とされており、ガイドラインの考え方を診療報酬に反映させるべきであると考えます。

(4)の初診から6カ月以上の毎月対面診療を要件とするという点につきましても、この要件の必要性・妥当性について、移動困難な患者の目線で柔軟に見直すべきであると考えます。

最後、(5)といたしまして、ガイドラインでは、初診におけるオンライン診療も、一定の条件を満たせば、医師の判断により「許容され得る」とされており、今後、これに関する必要十分なエビデンスが示されたらと判断された段階では、初診についても診療報酬上の評価の対象とすべきであると考えます。

以上です。

大田議長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問をどうぞ。

このガイドラインづくりに金丸議長代理も入っておられましたが、何かコメントはありますでしょうか。

金丸議長代理 議論の中で、対面原則は認めたものの、初診においてもここで記載しているように、条件によっては、あるいは状況によっては医師の判断によって初診からオンラインでも可能になるところがあるということは大きな進展だと思っています。ただ、対面がオンラインよりもすぐれているという大前提に立っているのですけれども、今後、技術革新によって必ずしも人間の目がコンピューターの目を上回ることがないということがもっとわかりやすく証明されるときが来ないとも限らないので、最後に触れているように、毎年このガイドラインは技術革新の進展、その間にオンライン診療の効果測定といいますか、エビデンスも蓄積されると思いますので、タイムリーな見直しをしていただくことは、強く私も会議で要望したところがございます。その点については、ここでも触れていただいていることは正しいのではないかと思います。

大田議長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

高橋委員。

高橋委員 内容は全く異論がございませんが、3ページの3の表題が、2ページのの表現と紛らわしいと思いました。中身を拝読しますと、これは診療報酬でもそういうことをはっきりさせるべきだという御趣旨だと思いますので、オンライン診療を提供する際の医師の所在について、一定の要件を満たせば医療機関でも認められ得ることを診療報酬にも反映させるべきではないかとされると、趣旨がはっきりするのかなと思います。解釈に間違いはありますか。

大田議長 一定の要件を満たせば医療機関以外でも認められるということです。

高橋委員 もともと2の で、一定の要件を満たせば、医療機関以外の場所でも認め得るということはガイドラインに入っているわけですね。そのことが診療報酬のほうにはまだ反映されていないということだと、ここでの問題点を受けとめたのです。

林委員 わかりました。3ページの(3)のタイトルのところの修正ですね。

高橋委員 タイトルの修正として、今、申し上げたように、認め得ることを診療報酬にも反映させるべきではないか、とするのが良いのではないのでしょうか。

大田議長 (1)も(2)も診療報酬上の対応について書かれていますから、(3)も「医師の所在について、一定の要件を満たせば医療機関以外でも診療報酬の対象とすべきではないか」のように修正しますか。森下先生、診療報酬の対象にするという表現でいいのでしょうか。林委員、よろしいですか。

林委員 結構です。ありがとうございます。

高橋委員 診療報酬の支払いの対象ですかね。

八代委員 厳密にはそうでしょうね。

森下委員 厳密にそうだけれども、表題だからいいのではないですか。

大田議長 いいのではないのでしょうか。

安念委員 (5)が診療報酬の対象となっていますから、問題ないでしょう。

大田議長 ほかはいかがでしょうか。

どうぞ。

安念委員 このままだでも全然構わないのだけれども、「するべきではないか」というのは「するべき」だとか「しろ」とか書いてもいいのではないかと思いました。ちょっとそう思っただけです。別にそうしてくださいとは言いません。

大田議長 3の2つ目のパラグラフで「今後、次の課題についても検討すべきである」になっていて、課題としての表現になっているからですが、「すべきである」に変えてもいいかもしれません。どうでしょう、林委員。

林委員 そういう主張は、物すごくはっきり言っているのですが、そのように書いてもいいのですが、スタイルとして一応オープンな検討課題として挙げています。

安念委員 わかりました。結構です。取り下げます。

大田議長 それでは、先ほどの点を修正しまして、これを規制改革推進会議の意見書と

いたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

大田議長 ありがとうございます。

以上により、本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から何かありますでしょうか。

佐脇参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から連絡いたします。

大田議長 それでは、これで本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。